

○佐賀県道路公社有料道路通行料金徴収等業務委託契約約款

(平成20年1月15日
佐賀県道路公社規程第3号)

改正 平成21年2月9日
平成23年4月1日
平成29年9月27日

- 1 委託業務の名称 第 号 有 料 道 路 名 料金徴収等業務委託
- 2 業務の履行場所 有 料 道 路 名
(自) 県 市 町
(至) 県 市 町
- 3 委 託 期 間 (自) 平成 年 月 日
(至) 平成 年 月 日
- 4 業 務 委 託 料 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 5 契 約 保 証 金 ￥ ー

上記の委託契約について、委託者 を甲とし受託者 を乙として、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 委託者 住 所
氏 名

乙 受託者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、頭書の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、

別紙「仕様書」に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(業務の内容及び業務区分)

第2条 料金徴収等業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 料金徴収業務
- (2) 道路巡回等業務
- (3) 道路管理業務
- (4) 照明灯交換業務
- (5) 雪氷対策業務

2 前項のうち、第1号及び第2号を日常的な業務（以下「日常業務」という。）とし、第3号から第5号をその他の業務（以下「その他業務」という。）として区分する。

(管理物件)

第3条 この契約に基づき、甲が乙に料金徴収等業務を行わせるに当たって管理させる物件は、有料道路の料金徴収施設、修景施設及び道路施設（以下「管理物件」という。）とする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継せしめ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得て、業務の一部を委託又は請け負わせる場合は、この限りでない。

(監督員)

第6条 甲は、乙の業務の履行についての指示及び監督に当たる担当職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、書面により、その氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(現場の責任者及び事務担当者)

第7条 乙は、第2条第1項第1号の業務を適正かつ厳正に処理するため現地管理事務所に専任で配置する現場の責任者（以下「現場責任者」という。）及び事務担当者を定め、契約締結と同時に書面によりその氏名その他必要事項を甲に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

ただし、現場責任者を変更しようとする場合は、事前に現場責任者配置予定調書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、第2条第1項第2号から第5号の業務を行う作業員を直接指揮監督する専

任の者（以下「作業管理者」という。）を定め、書面によりその氏名その他必要事項を甲に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 3 甲は、現場責任者、事務担当者及び作業管理者がその職務の執行につき著しく不
適当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置を
とるべきことを請求することができる。この場合において、乙は請求に係る事項に
ついて決定し、その結果を10日以内に甲に通知しなければならない。

（業務委託料の内訳）

第8条 頭書の業務委託料のうち、第2条第2項の区分による内訳は、次のとおりと
する。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 日常業務 | ¥ | — |
| (2) その他業務 | ¥ | — |

（各年度の支払予定額）

第9条 前条の各年度の支払予定額は、次のとおりとする。

なお、年度については、4月1日から翌年3月31日までとする。

- (1) 前条第1号の支払予定額

平成	年度	¥	—
平成	年度	¥	—
平成	年度	¥	—

- (2) 前条第2号の支払予定額

平成	年度	¥	—
平成	年度	¥	—
平成	年度	¥	—

（月別資金計画書の承認）

第10条 前条第1号に係る支払予定額について、翌年度の月別資金計画書を作成し、
2月末日までに甲に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、初年度
は、契約締結後、月 日までに提出することとする。

なお、当該年度の月別資金計画書の内容に変更が生じる場合には、事前に甲の承
認を受けるものとする。

（報告書の作成及び履行の検査）

第11条 乙は、第2条第1項に規定する各業務の履行について、月ごとに報告書を
作成し、甲の検査を受けるものとする。

- 2 前項の検査に合格しない場合は、乙は、甲の指定する期日までに修補して再検査
を受けなければならない。

（業務委託料の請求及び支払い）

第12条 乙は、前条の検査に合格したのち、次により業務委託料の支払いを請求す
ることができる。

(1) 第9条第1号に係る業務委託料については、承認を受けた月別資金計画書により執行した業務の当該月分の委託料をその翌月に請求することができる。

(2) 第9条第2号に係る業務委託料のうち、当該年度の4月から9月までの出来高に相当する額を10月に、又、10月から翌年3月までの出来高に相当する額を4月に請求することができる。

2 甲は前項の規定による適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を乙に支払わなければならない。

3 甲の責に帰する事由により、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号。以下「遅延利息の率」という。）の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約の変更及び業務の中止)

第13条 甲は、職員を管理事務所に常駐させた場合及びその他必要がある場合には、第2条第1項に規定する各業務の全部若しくは一部を中止させることができるものとし、契約の内容を変更することができる。

この場合は、甲乙協議して、書面によりこれを定める。

(契約の保証)

第14条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に、公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 理事長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

2 前項第1号の規定に該当して契約保証金の全部を免除し、又はその一部を減額する場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を契約の相手方に提出させなければならない。

3 第1項の契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、頭書の業務委託料の100分の10以上の額としなければならない。

4 第13条の規定により業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、又は乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 乙が納付した保証の額は、年度ごとにその年度の業務が完了し、支払いの請求ができる場合において、第9条各号に規定した残る年度の支払予定額合計の100分の10以上とすることができる。

乙は、これにより生じた保証の額の減額を、甲に請求することができる。

この場合において、契約保証金の納付に伴う利息は付けないものとする。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 契約の相手方が、この契約に定める事項に違反したと認めたとき
- (2) 契約の相手方が、この契約を履行することができないと認めたとき
- (3) この契約を継続しがたい特別の事情が生じたとき

2 前項第3号の定めにより契約を解除しようとするときは、6か月前までに相手方に予告しなければならない。

3 第1項の規定により、業務が終了する場合は、次により業務委託料を計算するものとする。

(1) 日常業務については、月の末日で業務が終了する場合は、甲の承認を受けた月別資金計画書にある当該月の業務委託料の額とし、月の途中で業務が終了する場合には、業務委託料を日割り計算により算出した額とする。

(2) その他業務については、第12条第1項第2号の規定により、業務委託料を支払った部分を除いた出来高を確定し、第11条の検査に合格した業務委託料に相当する額とする。

4 甲が、第1項第1号又は第2号により契約を解除した場合には、乙は、第14条第5項に規定した保証の額を違約金として、甲の指定する期間内に納付しなければならない。

5 甲は、前項の場合において、第14条第1項に規定する契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 乙が、第1項第1号又は第2号により契約を解除した場合には、損害があるときは、その損害賠償を甲に請求することができる。

(善良な管理の義務)

第16条 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

2 乙は、管理物件を業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

3 乙は、甲から交付及び貸与を受けた第2条第1号の業務に係る普通通行券及び回

数通行券（以下「通行券類」という。）、管理物件に付随する設備、機械器具、備品等及び甲から支給される原材料について、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

（損害の賠償及び経費の負担）

第17条 第2条第1項第1号の業務において、乙は、次の各号に該当するときは、当該各号に定める額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（1）収入金の額が収納すべき料金の額に不足するときは、当該不足額

（2）乙が通行券類を亡失し、甲に損害を与えたとき（第16条の定めによる善良な管理者の注意を怠らなかったと甲が認めるときを除く。）は、その損害に相当する額

2 前項に定める業務のほか、業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）及びそのために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰する理由により生じたものについては、これを甲が負担するものとする。

3 前各項に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む）を与えたときは、その損害に相当する額及びその経費

4 第15条第1項第1号又は第2号の定めにより契約が解除された場合において生じた損害は、解除の事由を生ぜしめた者が賠償しなければならない。

（賠償等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に甲が指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで遅延利息の率の割合で計算した利息を付した額と、乙に対して甲の支払うべき業務委託料を相殺し、なお、不足を生じるときは、さらに追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき遅延利息の率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

（非常事態等の措置）

第19条 乙は、災害、盗難、道路附属施設等の故障その他の非常事態が発生したときは、直ちにその旨を甲に通報し、その指示を受けなければならない。

ただし、事態が急迫しているため通報するいとまがないときは、応急の措置を講じた後、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、交通事故の発生を知り得たときは、直ちに甲、所轄警察署及び消防署に通報するとともに、その処理に関して協力しなければならない。

なお、応急の措置が必要な場合には、事態が急迫しているため通報するいとまがないときを除き、甲の指示を受けなければならない。

3 乙が第1項又は前項の規定により応急の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(実地調査)

第20条 甲は、乙に対して業務の処理状況に関し調査することができる。

2 乙は、前項に基づく甲の調査には、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。この場合、甲は必要に応じ、乙に改善を求めることができる。

(業務の引継ぎ)

第21条 甲は、委託期間が満了し、又は契約の解除後は、甲が指定する者に対し、業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲は、前項に規定する業務の引継ぎの前であっても必要と認める場合には、この契約の終了に先立ち、乙に対して甲が指定する者による管理物件の視察を申し出、又は必要な資料の提供を求めることができる。

3 乙は、前項の申出を受けた場合は、正当な理由がない限り、その申出に応じなければならない。

(契約保証金の還付)

第22条 甲は、還付すべき契約保証金がある場合には、適正な還付請求書を受理したにのち、遅滞なく還付しなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金には利息を付さないものとする。

(守秘義務)

第23条 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託期間が満了し、又は契約の解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第24条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約に要する費用)

第25条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めのない事項又は解釈について疑義を生じた事項に関しては、その都度甲乙協議して別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第27条 この契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、佐賀地方裁判所を管轄裁判所とする。

附 則 (平成20年1月15日規程第3号)

この規程は、平成20年1月15日から施行する。

附 則 (平成21年2月9日規程第4号)

この規程は、平成21年2月9日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規程第7号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月27日規程第2号)
この規程は、平成29年9月27日から施行する。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、佐賀県個人情報保護条例第7条第3項各号に該当し、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 前号に違反した場合は佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。